

○駿河台大学学位規程

平成 4 年 1 0 月 2 2 日 制 定
平成 2 9 年 2 月 9 日 最近改正

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、学位規則（昭和 2 8 年文部省令第 9 号）及び駿河台大学学則第 4 1 条並びに駿河台大学大学院学則第 3 2 条第 2 項に定めるところにより、駿河台大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第 2 条 本学において授与する学位の種類は、次のとおりとする。

法学部	法律学科	学士（法学）
経済経営学部	経済経営学科 経済と社会コース	学士（経済学）
経済経営学部	経済経営学科 経営と会計コース	学士（経営学）
メディア情報学部	メディア情報学科	学士（メディア情報学）
現代文化学部	現代文化学科	学士（現代文化学）
心理学部	心理学科	学士（心理学）
心理学研究科	臨床心理学専攻	修士（心理学）
心理学研究科	犯罪心理学専攻	修士（心理学）
総合政策研究科	法学専攻	修士（法学）
総合政策研究科	経済・経営学専攻 経済分野	修士（経済学）
総合政策研究科	経済・経営学専攻 企業経営分野	修士（経営学）
総合政策研究科	メディア情報学専攻	修士（メディア情報学）

(学位の名称)

第 3 条 本学において学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「（駿河台大学）」と付記するものとする。

第 2 章 学士の学位授与

(学位の授与)

第 4 条 学長は、教授会の議に基づいて本学学部の卒業を認定した者に学士の学位を授与し、学位記を交付する。

第 3 章 修士の学位授与

(学位授与の要件)

第 5 条 修士の学位は、本学大学院の修士課程に 2 年以上在学し、心理学研究科は 3 4 単位以上、総合政策研究科は 3 2 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1 年以上在学すれば足りるものとする。

(論文の提出)

第 6 条 修士の学位を請求しようとする者は、所定の論文審査願に学位論文及び論文の要旨各正 1 部及び副 3 部を添えて、研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 前項の学位論文は、主論文 1 編に限る。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

3 学位論文は、修士課程の在学年限内に限り提出することができる。

4 提出した学位論文は、返却しない。

(論文の審査)

第7条 学長は、前条第1項の規定により受理した学位論文の審査を研究科委員会に付託する。

2 前項の規定により学位論文の審査を付託された研究科委員会は、審査委員を選定する。

3 審査委員は、指導教授を主査とし、当該学位論文に関連する授業科目担当教員2名以上を副査とする。

4 前項の規定にかかわらず、審査の必要があるときは、研究科委員会の議を経て、他の大学院又は研究所等の教員等を副査とすることができる。

(最終試験)

第8条 最終試験（口頭試問）は、当該審査委員が学位論文及び関連科目について行う。

(審査の期間)

第9条 学位論文の審査及び最終試験は、論文の提出の日から、おおむね2か月以内に終了するものとする。

(審査の報告)

第10条 審査委員は、論文審査及び最終試験を終了したときは、審査報告書を研究科委員会に提出しなければならない。

(研究科委員会の審議及び報告)

第11条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、その結果を学長に報告する。

(学位の授与)

第12条 学長は、研究科委員会の議に基づいて修士の学位を授与し、学位記を交付する。

第4章 その他

(学位記の様式)

第13条 学士の学位記については様式1、修士の学位記については様式2の様式とする。

附 則

この規程は、平成4年10月22日から施行する。

平成6年4月1日一部改正。

平成8年4月1日一部改正。

平成9年4月1日一部改正。

平成11年4月1日一部改正。

平成12年4月1日一部改正。ただし、第5条の規定に関し、平成11年度以前入学生については、なお、従前の例による。

平成15年4月1日一部改正。

平成16年4月1日一部改正。

平成17年4月1日一部改正。ただし、平成17年3月31日に在学する学生については、なお、従前の例による。

平成18年4月1日一部改正。ただし、平成18年3月31日に在学する学生については、なお、従前の例による。

平成19年4月1日一部改正。ただし、平成19年3月31日に在学する学生については、なお、従前の例による。

平成21年3月5日一部改正。ただし、第13条の改正規定及び様式3については、平成19年度以降の法務研究科入学者に対して、平成21年1月1日に遡って適用する。

平成21年4月1日一部改正。ただし、平成20年3月31日に在学する学生について、なお従前の例による。

平成22年8月4日一部改正。ただし、平成22年3月31日に在学する学生については、なお、従前の例による。

平成24年3月1日一部改正。ただし、第5条の改正規定については、平成21年度以降の入学者に対して適用する。

平成25年4月1日一部改正。ただし、平成25年3月31日に在学する学生については、なお従前の例による。

平成26年4月1日一部改正。ただし、平成26年3月31日に在学する学生については、なお、従前の例による。

平成28年7月7日一部改正。ただし、平成28年7月6日に在学する学生については、なお、従前の例による。

平成29年1月12日一部改正。

平成29年4月1日一部改正。ただし、平成29年3月31日に在学する学生については、なお、従前の例による。

学○第
号

駿河台大学長

○
○
○
○

印

駿河台大学○○学部長

○
○
○
○

印

(和暦) 年 月 日

本学○○学部○○学科所定の課程を修
めて本学を卒業したことを認め、学士(○
○)の学位を授与する

大学印

学
位
記

氏
名

(和暦) 年 月 日生

SURUGADAI UNIVERSITY

HEREBY CONFERS
UPON

英字氏名

THE DEGREE OF
Bachelor of ○○

FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE PRESCRIBED
REQUIREMENTS FOR
THE COURSE OF STUDY
ADMINISTERED BY THE FACULTY OF ○○
ON THE 学位記交付年月日 (西暦)

○○○ ○○○
Dean of Faculty of ○○
Surugadai University

○○○ ○○○
President of
Surugadai University

学籍番号

修○第
号

駿河台大学長

○
○
○
○

印

駿河台大学院

○○研究科長

○
○
○
○

印

(和暦) 年 月 日

本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程
において所定の単位を修得し学位論文の審
査及び最終試験に合格したので修士(○○)の
学位を授与する

大学印

学位記

氏名

(和暦) 年 月 日生

SURUGADAI UNIVERSITY

Graduate School of ○○

HEREBY CONFERS
UPON

英字氏名

THE DEGREE OF

Master of ○○

FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE PRESCRIBED
REQUIREMENTS, A DISSERTATION AND COMPLETION OF THE FINAL
EXAMINATIONS ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF

○○ ON THE 学位記交付年月日 (西暦)

○○○ ○○○

Dean of Graduate School of ○○
Surugadai University

○○○ ○○○

President of
Surugadai University

学籍番号